

- ① タカタ株式会社第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（発行年月日：平成22年12月15日、ISINコード：JP345700AAC9）
- ② タカタ株式会社第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（発行年月日：平成24年3月6日、ISINコード：JP345700AC30）
- ③ タカタ株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（発行年月日：平成26年3月27日、ISINコード：JP345700AE38）

2018年6月15日

表記の社債に関する債権者 各位

再生計画認可決定確定後の当社社債に係る再生債権の譲渡等に関するお知らせ

第1 再生計画認可決定確定に伴う効果（債権譲渡に際し要する手続を含む）

2018年6月15日付け「再生計画認可決定の確定に関するお知らせ」記載のとおり、同月15日付けで、当社再生計画の認可決定が確定いたしました。

上記認可決定の確定により、再生計画の規定に基づき、当社が発行する本書冒頭記載の社債に関する再生債権（以下「本件社債」といいます。）は、認可決定確定時をもって、会社法上の社債から、民法上の指名債権となります。その結果、上記認可決定確定時以降に本件社債を譲渡する際には、民法上の指名債権譲渡の方法（民法467条による当社への通知）による必要があります¹。

そこで、再生計画認可決定確定日（2018年6月15日）以降に本件社債を譲渡する際には、下記第2の証拠書類等を、下記第3の当社宛にご郵送くださいますよう、お願い申し上げます。

第2 再生計画認可決定確定後における債権譲渡の際にご郵送いただく証拠書類等

1 債権譲渡通知

譲渡人から、内容証明郵便等、確定日付のある証書による債権譲渡通知を行ってください。

¹ 本件社債について再生計画に基づくすべての弁済が行われた場合、本件社債の債権者の皆様には、最後の弁済金の受領日以後、遅滞なく、株式会社証券保管振替機構に対して、当該銘柄に係る残高の抹消申請を行っていただく必要がございます。詳細は、「一般債振替制度に係る業務処理要領」4-30頁の「h 一般債に係る期限の利益の喪失又は支払遅延が発生した銘柄の抹消の取扱いについて」の項目をご覧ください（下記URLより閲覧することが出来ます。）。

2 届出名義変更届出書及びその添付書類

本書面添付の別紙の様式にて、譲渡人と譲受人の連名の届出名義変更届出書を作成し、以下の書類を添付してください。

- ① 再生債権譲渡証書の写し（債権譲渡契約書等の債権譲渡証する書面²）
- ② （譲受人が法人の場合）代表者の資格証明書の写し（商業登記簿謄本等）

第3 書類送付先

〒140-0002

東京都品川区東品川二丁目3番14号 東京フロントテラス
タカタ株式会社 再生管理室 気付

* 郵送の際は、ご自身で必ずコピーを取って保管してください。

以上

² 譲渡人と譲受人それぞれの、譲渡日前日と譲渡日の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書（277条証明書）は、再生債権譲渡証書にはなりませんのでご注意ください。

別紙

届出番号

届出名義変更届出書

届出年月日 平成 年 月 日

事 件 番 号 平成 29 年(再)第 20 号

再生債務者 タカタ株式会社

上記会社の再生手続開始申立事件について、下記再生債権を譲り受けましたので、再生債権等届出名義を変更されたく届け出ます。

・ 再生債権者

住所

氏名 (商号)

(代表者名)

・ 取得した再生債権並びにその取得の日及び原因

取得した再生債権

当該債権を取得した日

原因

添付書類

再生債権譲渡証書 (写) : 1 通

代表者の資格証明書 (写) : 1 通

平成 年 月 日

譲渡人	住所	
	ふ り が な 氏名 (商号)	
	ふ り が な (代表者名)	印
譲受人	住所	
	ふ り が な 氏名 (商号)	
	ふ り が な (代表者名)	印
	郵便物等受取場所	

※注 届出書の写し及び証拠書類の写しを1部添付する（民事再生規則35条）。
再生計画認可後は、裁判所に対する届出は必要ありません。